

2022年5月25日

各位

パートナーシップ構築宣言の制定について

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、「パートナーシップ構築宣言」を制定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 制定の背景・理由

当行は「地域とともに成長発展し、すべてのお客さまにご満足をいただき、行員に安定と機会を与える」という経営理念のもと、お客さまの課題解決に積極的に取り組んでおります。

サプライチェーンを構築する取引先との共存共栄や取引先との望ましい取引慣行の順守など、「取引先との公正・公平な取引」の徹底はサステナビリティへの取組強化につながることから、「パートナーシップ構築宣言」を制定しました。

当行では、今後とも、地域の成長に責任を持つ企業として地域の課題解決に真摯に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります

2. 宣言内容

別紙をご参照ください。

パートナーシップ構築宣言

コロナ禍における下請業者への取引条件のしわ寄せ防止や中小企業のテレワーク普及拡大等に取り組むため、内閣府や中小企業庁などが推進する「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入された自主的な宣言。

本件に関するお問い合わせ先
経営企画部 広報室
TEL 023-623-1221（代表）
【受付時間】9：00～17：00

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当行では、事業承継やM&Aの専門部署として「事業承継・M&A支援室」を設置しており、企業経営者の相続対策を含めた課題に対して総合的な支援を行う体制を整えております。また、2022年4月には投資専門子会社として当行が100%出資する「やまがた協創パートナーズ株式会社」を開業し、事業承継、事業再生、新規事業、地域の活性化等に取り組むお客さまへの資本金の供与やハンズオンによる伴走型支援が可能な体制を構築しました。

当行グループ一体となって、一層質の高い金融サービスを提供し、地域の課題解決に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行では、「地域とともに成長発展する」という経営理念のもと、当行グループ一丸となって、お客さまの課題解決に積極的に取り組んでおります。

サプライチェーン全体の共存共栄や規模・系列等を越えた新たな連携、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守等は地域の成長にとって不可欠なものであり、本宣言に賛同し、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2022年5月25日

株式会社山形銀行

取締役頭取 長谷川 吉茂

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。